

○名寄市立大学副学長の選考及び任期等に関する規程

平成 20 年 1 月 16 日

改正 平成 27 年 2 月 4 日

平成 30 年 6 月 6 日

（設 置）

第 1 条 名寄市立大学学則（平成 18 年名寄市規則第 100 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、名寄市立大学（以下「本学」という。）に副学長を置くことができる。

（職 務）

第 2 条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長は、前項の職務のほか学部長、図書館長、その他の部局長を兼ねることができる。

（選 考）

第 3 条 副学長の選考は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、本学の教授の中から学長が行う。

（任 期）

第 4 条 副学長の任期は 2 年とし、学長の任期の範囲内とする。

2 事故等により副学長が欠員となった場合の後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

（定 年）

第 5 条 副学長の定年の時期については、名寄市立大学教員の定年に関する規程の定めるところによる。

（補 則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、副学長の選考等に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 4 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日改正）

この規程は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。